

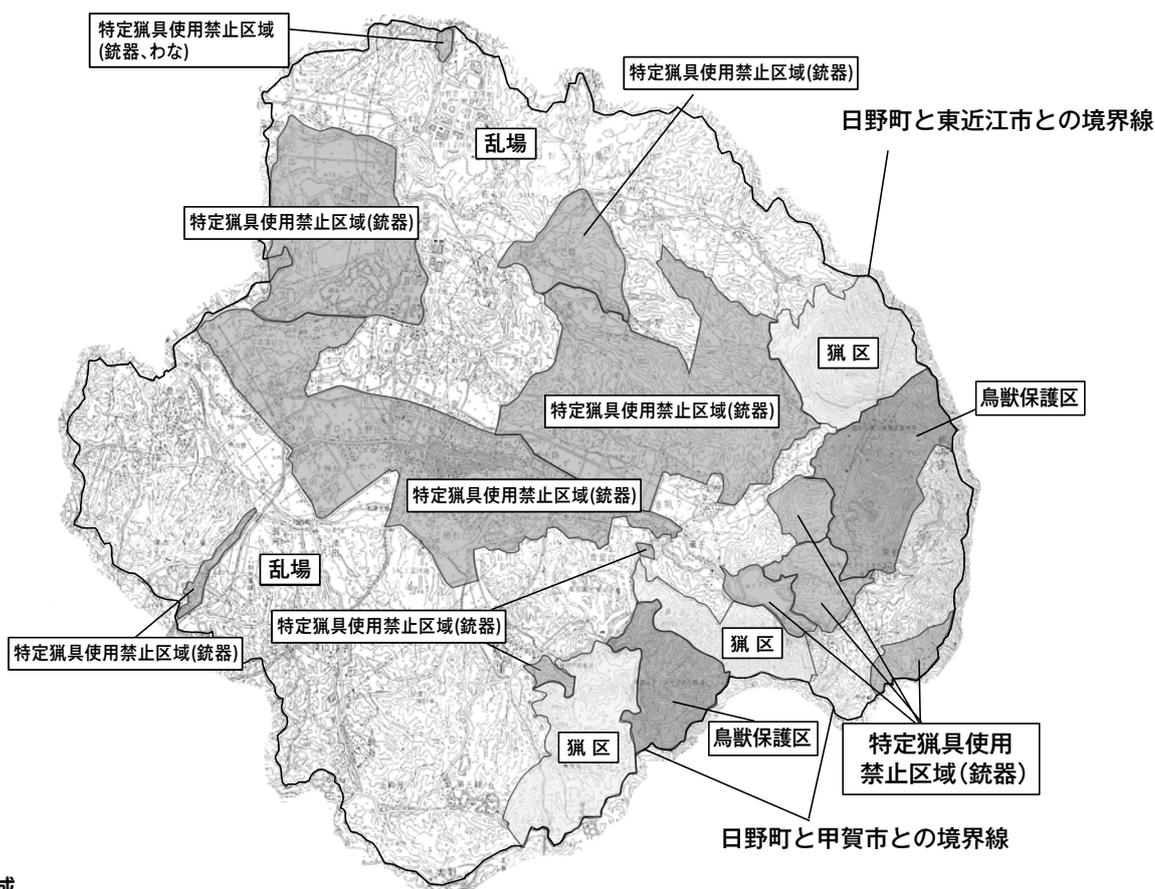
# 狩猟解禁のお知らせ

《期間》 令和6年11月15日(金)から 令和7年2月15日(土)まで

※シカ・イノシシの狩猟期間は、令和6年11月1日(金)から令和7年3月15日(土)まで

滋賀県では、増えすぎたシカ・イノシシを減らし農林業被害を無くすため、シカ・イノシシの狩猟に限り、狩猟期間が変更されています。

※銃器による狩猟時間は暦による「日の出」から「日の入り」までです。



## 狩区等の区域

狩区	この区域内は、狩猟期間中(12月29日から翌年1月3日までを除く)の土曜日、日曜日、祝日のみ狩猟ができます。 <input type="button" value="狩区入猟希望の方へ"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、狩区事務所(農林課)まで申し込んでください。</li> <li>入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。</li> <li>入猟される場合は、必ず狩区管理者が承認した案内人を付けてください。</li> </ul>
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
特定猟具使用禁止区域(わな)	この区域内は、狩猟期間中でもわなによる狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

## 住民の皆さんへ

○山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。

○危険なハンターや違反者を見たときは、東近江警察署生活安全課へ通報してください。



◆問い合わせ先 東近江警察署 ☎ 0748-24-0110 農林課 ☎ 0748-52-6563